

次の案件については、2015年3月11日に公示しましたが、応募が無かったため、再公示します。

番 号 : 150076

国 名 : アフリカ地域

担当部署 : アフリカ部計画・TICAD推進課

案件名 : PIDA能力強化アドバイザー業務 (PIDA能力強化) 【有償勘定技術支援】

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : PIDA能力強化
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 有償勘定技術支援

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年4月下旬から2017年2月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1.00M/M、現地 15.00M/M、合計 16.00M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	国内業務期間	整理期間
5日	90日×5回	10日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 4月8日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
  - ①類似業務の経験 36点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 16点
  - ④プレゼンテーション能力 12点
  - ⑤その他学位、資格等 8点

(計100点)

類似業務	インフラ開発計画、地域統合、貿易円滑化に係る各種業務
対象国/類似地域	アフリカ地域/全世界(本邦含む)
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 黄熱 : 入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)が必要です。

## 6. 業務の背景

アフリカ開発のための新パートナーシップ庁（通称NEPAD庁：The New Partnership for African Development Agency）は、2001年にアフリカ連合（AU：African Union）の開発実施機関として設立され、アフリカ域内の優先開発プログラムの促進と調整、AU加盟国間・域外パートナーとの連携促進、ナレッジの蓄積・管理といった役割を担っている。

アフリカ地域の再優先課題の一つはインフラ開発であり、NEPADはアフリカ連合によるアフリカ・インフラ開発プログラム（PIDA：Programme for Infrastructure Development in Africa）及びその優先行動計画（PAP：Priority Action Plan）の実施促進に取り組んでいるが、計画どおり案件が準備・実施されていないという課題を抱えており、PIDA-PAP加速化のために2014年4月にセネガル・ダカールでインフラ資金動員のためのインフラ・ファイナンス・サミットが開催され、各国・機関に一層の協力が呼びかけられた。

他方で、我が国はTICAD Vにおいて、アフリカのインフラ整備のために6,500億円の支援を行うとコミットした他、戦略的マスタープランの策定やOSBP（One Stop Border Post）支援を含む広域インフラ開発を推進していくことにしている。また、インフラ分野については、戦略的マスタープランの策定を通じて日系企業のニーズを汲み上げ、特に有償資金協力案件を積極的に形成することが求められているが、案件形成においてはPIDAとの整合性を確保しながら進めていく必要がある。

上記を踏まえ、JICAとNEPAD間の連携を強化するために、2014年6月にJICAとNEPADの間で業務連携協定（Memorandum of Understanding）が締結され、具体的な連携策の一つとして、PIDA実施促進のためのアドバイザーを派遣することになった。

## 7. 業務の内容

本業務は、アフリカのインフラ開発の加速化のために、PIDA優先行動計画（PAP）の実施と有償資金協力を中心とするJICAのインフラ開発プロジェクトの形成が促進されるよう、NEPADの能力強化を支援することを目的とする。具体的には以下のとおり。

- ① JICAのインフラ開発戦略とPIDAの整合性強化を支援する。
  - ② PIDA優先行動計画（PAP）におけるプロジェクト形成と実施を進めるための計画・調査能力の向上を支援する。
  - ③ PIDA優先行動計画（PAP）の下で、OSBPプロジェクトの形成と実施促進を支援する。
- 具体的な業務内容は以下のとおり。

### （1）国内準備期間（2015年4月下旬）

- ① アフリカのインフラ開発関係資料（PIDA優先行動計画（PAP）、ICA年次報告書、OSBP関連資料、他ドナーによるレポート等）を確認し、アフリカにおけるインフラ開発プロジェクトの動向と課題について把握する。
- ② 我が国がアフリカで協力しているインフラ開発プロジェクト（資金協力、技術協力）の進捗と課題について把握する。
- ④ 本業務を実施するために必要なその他情報を収集・整理する。
- ⑤ 現地派遣期間の業務計画（案）について、JICAアフリカ部および関連部署と協議・検討する。

### （2）現地派遣期間（2015年4月下旬～2016年12月中旬）

上記期間中、90日間ずつ合計5回現地に渡航し、以下の①～⑪までの業務を実施する。なお、②～⑩までの業務については、カウンターパートおよびJICAと協議し、渡航ごとに業務の詳細を決定する。先方との協議の結果に基づき、南アフリカより第三国に出張することもあり得る（現時点で想定される国はない）。

- ① カウンターパートおよびJICAと緊密に協力して活動計画（英文および和文）を作成し、NEPAD庁とJICAに提出する（渡航ごと）。
- ② PIDAとJICAのインフラ開発プログラムの進捗状況等の情報を収集・整理し、NEPAD庁およびJICAと共有する。
- ③ NEPAD庁とJICAの共通の関心分野におけるインフラ開発プロジェクトの連携および形成を

- 支援する。
- ④ インフラ開発に関するNEPAD庁と日本のステークホルダーや民間セクターとの連携強化を支援する。
  - ⑤ PIDA優先行動計画（PAP）の候補インフラ開発プロジェクトに関し、NEPAD庁による「初期段階（Early Stage）」のプロジェクト形成準備をJICAのインフラ開発戦略と整合性を取りながら支援する。
  - ⑥ NEPAD庁によるPIDAの事前・事後モニタリング・評価の手法とツールの開発を支援する。
  - ⑦ PIDAプロジェクト実施促進のための研修ニーズを特定し、JICAが提供可能なリソースと調整しながら実施する。
  - ⑧ 地域経済共同体（RECs：Regional Economic Communities）、各国レベルにおけるOSBPプロジェクトの調整を行う。
  - ⑨ OSBPプロジェクトの進捗を把握し、NEPAD庁、ICA（Infrastructure Consortium for Africa）と協力してOSBPソースブックの改訂を支援する。
  - ⑩ OSBP関連法令の調和化を支援する。
  - ⑪ 現地業務報告書（英文および和文）（渡航ごと）を作成し、NEPAD庁およびJICAに報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2017年1月中旬から2月中旬）
- ① 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。  
 なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) 活動計画（英文・和文4部：C/P機関、JICA関連部署）  
 現地派遣期間中の業務計画を関係者と共有するために、渡航ごと（5回）に作成。なお、初回の渡航時には、派遣期間全体の活動計画も併せて記載する。
- (2) 現地業務報告書（英文・和文4部：C/P機関、JICA関連部署）  
 渡航ごと（5回）に作成。記載項目は以下のとおり。
  - ① 業務計画に対する取組状況および目標達成状況
  - ② 業務上の課題と得られた教訓
- (3) 専門家業務完了報告書（和文3部）  
 記載項目は以下のとおり。
  - ① 業務計画に対する取組結果および目標達成状況
  - ② 業務上の課題と得られた教訓

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
 航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
 航空経路は、羽田／成田⇒香港⇒ヨハネスブルグ⇒香港⇒羽田／成田、または羽田／成田⇒シンガポール⇒ヨハネスブルグ⇒シンガポール⇒羽田／成田を標準とします。
- (2) 一般業務費  
 本件業務は、派遣形態上、現地での銀行口座開設が困難な南アフリカ共和国での業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。  
 見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

- ・出張旅費（航空券等）＝50,000円×15回＝750,000円
- ・車両関係費（通勤を除く業務用）：13,100円×150日＝1,965,000円
- ・通信・運搬費：50,000円×15か月＝750,000円
- ・資料等作成費：50,000円×15か月＝750,000円
- ・消耗品費：50,000円×15か月＝750,000円

※本契約に日当・宿泊料が含まれるため、南アフリカ共和国から他国に出張する場合でも、日当・宿泊料の追加支給はありません。

### （3）直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2015年度単価を上限とします。

(<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>)

## 10. 特記事項

### （1）業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

2015年4月下旬～2017年2月中旬のうち、5回の渡航（各渡航につき30日間）を予定しています。想定する渡航時期は以下のとおりですが、先方カウンターパートの了解が得られる場合は、この時期を大幅に逸脱しない範囲での日程の調整は可能です。

- 第1回渡航：2015年4月下旬～2015年7月下旬
- 第2回渡航：2015年9月上旬～2015年11月下旬
- 第3回渡航：2016年1月中旬～2016年4月中旬
- 第4回渡航：2016年5月中旬～2016年8月中旬
- 第5回渡航：2016年9月中旬～2016年12月中旬

#### ②現地での業務体制

本業務に係る先方カウンターパートは以下のとおりです。

- ・NEPAD庁Transport Infrastructure Expert
- ・NEPAD庁Senior Monitoring & Evaluation Officer, PIDA

#### ③便宜供与内容

在外事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり（初回渡航のみ）
- イ) 宿舎手配  
あり（初回渡航のみ）
- ウ) 車両借上げ  
なし
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ  
初回のみ南アフリカ共和国事務所が当面の日程をアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供  
NEPAD庁オフィスにおける執務スペース提供あり（電話、ファックスあり）

### （2）参考資料

本業務に関する以下の資料をJICAアフリカ部計画・TICAD推進課（TEL:03-5226-8286）にて配布します。

- PIDA関連資料
- NEPAD関連資料

(3) プレゼンテーションの実施

評価にあたり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- ① 実施時期：2015年4月13日(月)午後 (予定)  
(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- ② 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室  
(当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)
- ③ 実施方法：
  - ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
  - ・プレゼンテーションでは、簡易プロポーザルの「業務実施方針」を説明。
  - ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 南アフリカ共和国内での業務においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室およびJICA南アフリカ共和国事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ③ 本業務で求める経験・能力は、アフリカのインフラ開発計画、地域統合、貿易円滑化それぞれの分野に関する技術的専門性ではなく、これら分野全体の動向・潮流を理解し、配属先のNEPAD庁による計画と実施を促進できる企画・調整能力となります。

以上